

小山町森林整備計画書(案)

計画期間

〔 自 令和3年4月1日
至 令和13年3月31日 〕



静岡県
小山町

はじめに

小山町森林整備計画（以下、「本計画」という。）は、森林法（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号。以下、「法」という。）第 10 条の 5 の規定により、本町内の森林を適切に整備していくことを目的として、本町における森林・林業関連施策の方向を示すとともに、森林所有者等が行う森林整備に関する指針等を定めたものです。森林所有者等が作成する森林経営計画は、本計画の内容に照らして町長等が認定します。

なお、本計画の対象となる森林は、県が定める富土地域森林計画の対象森林です。本計画の期間中に、富土地域森林計画が変更され、地域森林計画の対象森林が変更になった場合は、本計画の対象森林も同様に変更されたものとみなします。その際、新たに計画の対象に加わった森林は、周辺の森林と同様の計画内容が適用されます。



目 次

項 目	ページ
I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
第1 森林整備の現状と課題	1
第2 森林整備の基本方針	6
1 地域の目指すべき森林の姿	6
2 森林整備の基本的な考え方	7
3 地域の目指すべき森林の姿と森林の区域設定	12
4 その他必要な事項	17
第3 森林施業の合理化に関する基本方針	20
1 森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進	20
2 森林施業の共同化の促進	20
3 林業に従事する者の養成及び育成・確保	20
II 森林整備の方法に関する事項	21
第1 伐採に関する事項	21
1 伐採の方法	21
2 標準伐期齢	23
第2 造林に関する事項	24
1 人工造林に関する事項	24
2 天然更新に関する事項	26
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	29
4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	29
第3 間伐・保育に関する事項	30
1 保育の作業種別の標準的な方法	30
2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法	30
3 計画期間内に間伐を実施する必要がある森林	32
第4 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	33
1 作業路網の整備に関する事項	33
2 その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	35
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	36
1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を促進するための方針	36
2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策	36
3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	36
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	36
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	37
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	37
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	37
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	37
第7 その他森林整備に関する必要な事項	38
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	38
2 林業機械の導入の促進に関する事項	38
3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項	39

Ⅲ 森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項	40
第1 森林の病虫害の駆除又は予防の方法等	40
1 森林病虫害の駆除並びに予防の方針及び方法	40
2 森林病虫害の駆除及び予防の体制作りの方針	40
第2 鳥獣による森林被害対策の方法	41
1 鳥獣害防止森林区域の設定	41
2 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法	41
3 その他の区域及び鳥獣に関する森林被害対策の方法	41
4 鳥獣害防止の方法の実施状況の確認等	42
第3 林野火災の予防の方法	42
第4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	42
第5 その他必要な事項	42
Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項	43
第1 保健機能森林の区域	43
第2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	43
第3 保陰機能森林の区域内における森林保健施設の整備	43
Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項	44
第1 森林経営計画の作成に関する事項	44
1 森林経営計画の記載内容に関する事項	44
2 一体整備相当区域	44
第2 生活環境の整備に関する事項	44
第3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	44
第4 森林の総合利用の推進に関する事項	45
第5 住民参加による森林の整備に関する事項	46
1 地域住民参加による取組	46
2 上下流域連携による取組	46
3 その他	46
第6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	47
第7 その他必要な事項	47
1 施業の制限を受けている森林に関する事項	47
2 森林の土地の保全に関して留意すべき事項	47
3 土地の形質の変更に当たり留意すべき事項	47
4 環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項	47
5 公有林の整備に関する事項	48
6 良好な森林景観の形成に関する事項	48
別紙1(森林の区域、施業の方法)	
(針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林区域)	
別紙2(林道計画)	

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

(法第10条の5第2項第1号及び第5号)

森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林資源の維持造成とその活用を旨として、森林整備の基本方針、森林施業の合理化に関する基本方針等を定める。

第1 森林整備の現状と課題

1 本町の概況と特性

本町は、静岡県の中東部に位置し、北西端は富士山頂に達している。富士山を頂点とした富士外輪状の三国山系(三国山 1,320m)と北東方は丹沢山地(不老山 930m)、東南方は箱根外輪山(金時山 1,212m・足柄峠 759m)に囲まれ東西に長く伸びている。人口は18,133人、世帯数は7,539世帯となっている(令和2年11月11日現在)。

これらの1,000メートルを超える山々に囲まれており、緑豊かな自然環境と、豊富な湧水、そして田園の広がりから恵みを受け、長い歴史を築いている。



本町の総面積は13,574haであり、そのうち森林面積は9,138haで、総面積の約67%を占めており、ヒノキを主体とした人工林を形成している。また、自然の景観を形成する森林は、三国山稜の尾根沿いや南斜面にブナ、ミズナラを中心とするブナ林があり、そのブナ林にはカエデ類が多く生育し、オオモミジ、オオイタヤメイゲツ、イタヤカエデなども見られる。また、これらの森林には、亜高山の鳥であるミソサザイやルリビタキ、キクイタダキなどが生息している。

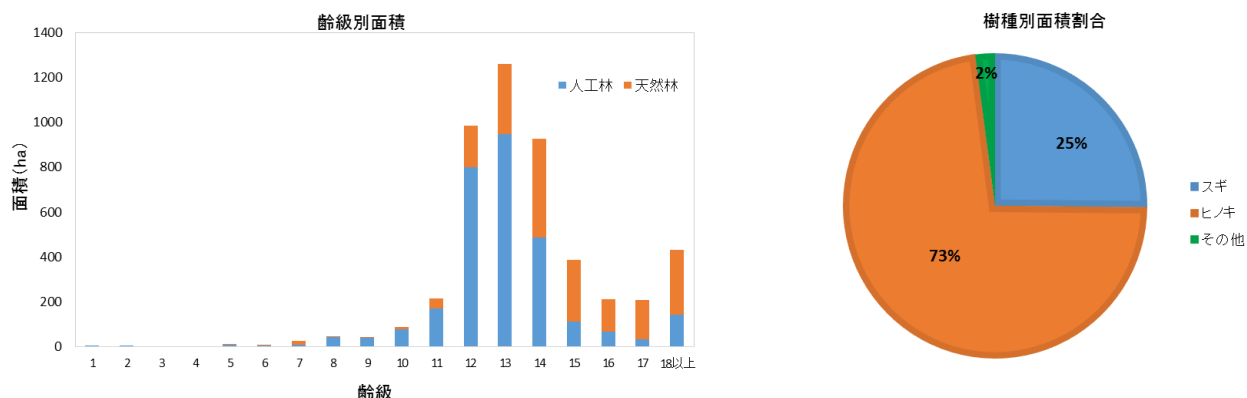
豊かな森林によって育まれた水は、様々な工場に利用されており、環境にやさしい水力発電のエネルギー源としても利用されている。



2 森林資源の概要

総面積 13,574ha のうち、森林面積は 9,138ha（私有林 6,029ha、国有林 3,109ha）で、総面積の約 67%を占めている。このうち、本計画の対象森林面積は 4,949ha であり、ヒノキを主体とした人工林面積が 2,940ha（人工林率 59%）と過半を占めている。

人工林の 96%は 46 年生以上と資源として成熟しているが、森林整備が遅れている地域も多いため、積極的な利用とそれに向けた森林の基盤整備が望まれる。



3 森林資源の活用及び課題

（1）森林の現状と課題

火山噴出物（スコリア）が厚く堆積している地域では、平成 22 年 9 月の台風の激しい降雨及びそれ以降の台風などの降雨により、土砂が流出する被害が発生した。そのため、森林の有する水源の涵養、土砂の流出防止、山腹の崩壊防止等の公益的機能の重要性が非常に高まっている。

自然災害に対して強さとしなやかさを発揮する「強靱な山地」の形成を目指し、住宅地、国道等周辺はもとより、町内全域において間伐等の森林整備を積極的に推進するとともに、森林資源の有効活用を図る方針で進めている。



災害によって崩れた森林

こうしたなか、国では森林・林業基本計画（平成 28 年 5 月策定）に基づき、森林資源の循環利用による林業の成長産業化や原木の安定供給体制の構築、木材産業の競争力強化と新たな木材需要の創出等を図っており、また、県では「ふじのくに林業成長産業化プロジェクト」に基づき、県産材素材生産量 50 万 m³ を達成するための施策を展開している。

国は、温室効果ガス削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を確保するため、平成 31 年 3 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」を公布し、森林環境税及び森林環境譲与税を創設した。平成 31 年 4 月には森林経営管理法を施行し、「経営管理が行われていない森林について市町村が森林所有者の委託を受けて経営管理し、あるいは市町村が意欲と能力のある林業経営体へ経営管理を再委託することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進する」森林経営管理制度が開始された。

本町においても成熟した森林資源を有効に活用することが当たり前のこととなるよう森林所有者及び林業関係者の意識を高めるとともに、森林の現況の的確な把握や生産・流通の効率化を図る技術及びシステムの構築、林業従事者の育成などを行う必要がある。一方で、森林は景観保全面でも重大な役割を果たしており、世界文化遺産である富士山を有する町としては、公益的機能に代表される環境的側面や社会的側面も十分考慮したうえで、森林施業に関わらなければならない。



間伐により改善された森林

（２）これまでの町の取組

本町では、健全な森林を維持・造成し豊富な森林資源を循環利用するため、森林経営計画の作成や間伐等の森林整備を進めるとともに、ストックヤードとなる中間土場の整備による木材の安定供給体制等構築を図っている。

また、森林認証を取得し持続可能な森林の管理・経営を推進しているほか、町内で集荷したスギ、ヒノキ等の丸太（原木）を町内 J A S 認定工場で加工した木材製品「富士山－金時材」の消費拡大を図っている。



小山町産材が使用された東京2020オリンピック・パラリンピック選手村ビレッジプラザの床

さらに、木材を有効利用するため、平成24年10月に「公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を定め、足柄駅交流センター等の建築物の木造化を進めている。あわせて、農業施設等へのペレット温風機導入や、木質バイオマス発電施設の整備など木材のエネルギー利用の取組を進めている。



足柄駅交流センター

平成22年9月の台風災害を契機とした山地災害への関心の高まりから、平成25年6月に「小山町山地強靱化総合対策協議会」を設置し、町、関係行政機関、地域住民が一体となって地域に即した山地災害対策を進めている。平成27年度からは、林野庁関東森林管理局静岡森林管理署による民有林直轄治山事業もはじまり、林野庁、静岡県、町が連携し、より一層山地災害強化の取組を推進している。平成28年には、静岡森林管理署、静岡県東部農林事務所、町の3者による小山町森林整備協定を締結し、民有林と国有林が連携した効率的な森林整備を進めている。



施工前

施工後

民有林直轄治山事業による山地災害復旧状況

4 今後の町の取組

(1) 持続可能な森林の管理・経営の推進

森林認証の取得による適切な森林の管理・経営を推進するとともに、林業に興味のある者へ林業を学ぶ場を提供するなど林業従事者育成のための取組を推進する。

(2) 多面的機能発揮のための森林整備を通じた林業の成長産業化の推進

水源の涵養や地球温暖化の防止など森林の持つ多面的機能を高めるため、森林経営管理制度等を活用し間伐等の森林整備を推進する。

また、間伐については木材の有効活用に向けた搬出間伐を推進するとともに、小山町の木材ブランド「富士山ー金時材」の普及に取り組み、需要の拡大を図る。

(3) 森林整備の基盤となる路網整備の推進

効率的な森林整備や生産性向上のため、林道・森林作業道の基盤整備を推進する。

(4) その他の取組

路網の共有による森林施業の効率化等を進めるため、民有林と国有林が連携した森林整備等の取組を継続する。

第2 森林整備の基本方針

1 地域の目指すべき森林の姿

森林の有する様々な機能は、主に「木材等生産機能」、「水源涵養機能」、「山地災害防止機能／土壌保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保全機能」の7つに分類されており、このうち、水源涵養機能から生物多様性保全機能までの6つの機能は、人々の生活や周囲の環境に広く寄与することから「森林の公益的機能」と呼ばれている。

ここでは、それぞれの森林の機能とその機能の発揮の上から望ましい森林の姿を表1-2-1に示す。

表1-2-1 森林の機能と望ましい森林の姿

機 能		働 き	機能発揮の上から望ましい森林の姿
木材等生産機能		木材等の資源を生産する働きがある。	・林木の生育に適した森林土壌を有している。 ・適正な密度を保ち、形質の良好な林木からなり、成長量が大きい。 ・林道等の生産基盤が適切に整備されている。
公益的機能	水源涵養機能	水資源を保持し、渇水を緩和するとともに、洪水流量等を調節する働きがある。	・水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有している。 ・下層植生とともに樹木の根が発達している。
	山地災害防止機能／土壌保全機能	自然現象等による土砂崩壊や土砂流出等の山地災害の発生、その他表面侵食等、山地の荒廃を防止し、土地を保全する働きがある。	・樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れている。 ・適度な光が差し込み、下層植生が発達している。 ・必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている。
	快適環境形成機能	強風や飛砂、騒音等から生活環境を守り、快適な生活環境を形成する働きがある。	・樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高い。
	保健・レクリエーション機能	保健、教育活動に寄与する働き、自然環境を保全・形成する働きがある。	・多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している。 ・身近な自然として又は自然とのふれあいの場として適切に管理されている。 ・必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている。
	文化機能	自然景観や歴史的風致の構成要素となり、優れた美的景観を形成する働きがある。	・史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している。 ・必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている。
	生物多様性保全機能	地域の生態系や生物多様性の保全に寄与する働きがある。	・原生的な森林生態系を保持している。 ・学術的に貴重な生物種が生育・生息している。

2 森林整備の基本的な考え方

(1) 森林の機能別の区域設定の基準

表 1-2-1 に示した森林の機能を特に発揮する必要がある森林について、森林の機能の維持増進を図るための森林として表 1-2-2 のとおり定める。

表 1-2-2 森林の機能別の区域

機 能	森林の機能別の区域	
木材等生産機能	木材等の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「木材等生産機能維持増進森林」)	
水源涵養機能	公益的機能別施業森林	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「水源涵養機能維持増進森林」)
山地災害防止機能 土壌保全機能		土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」)
快適環境形成機能		快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「快適環境形成機能維持増進森林」)
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能		保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「保健文化機能維持増進森林」)

(2) 森林施業の方法（施業種）

森林の機能の維持増進を図るための森林における施業の方法（以下、「施業種」という。）を表1-2-3のとおり定め、施業種ごとの主伐の時期の下限を表1-2-4のとおり定める。また、風致の優れた森林の維持又は造成に必要な樹種を特定広葉樹として、表1-2-5にその樹種と施業の方法を定める。

表1-2-3 施業の方法（施業種）

区域	施業種	主伐	間伐
木材等生産機能維持増進森林	通常伐期	Ⅱの第1に示す「伐採に関する事項」のとおりとする。	Ⅱの第3の1「間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法」に示すとおりとする。
水源涵養機能維持増進森林	伐期の延長	主伐の時期は、公益的機能を高度に発揮させるために、おおむね標準伐期齢に10年加えた林齢以上とし、その下限を表1-2-4に示す。	
山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林	長伐期	主伐の時期は、公益的機能を高度に発揮させるために、おおむね標準伐期齢の2倍の林齢以上とし、その下限を表1-2-4に示す。	
	複層林	Ⅱの第1の1(2)に示す「伐採（主伐）の標準的な方法」の育成複層林の項目のとおりとする。	複層林の造成後は、上層木の成長に伴って、林内の明るさが低下し下層木の成長が抑制されることから、下層木の適確な生育を確保するため、適時に間伐を実施する。 この場合、上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を常に維持する。
	択伐による複層林	伐採方法は、択伐とし、Ⅱの第1の1(2)に示す「伐採（主伐）の標準的な方法」の育成複層林の項目のとおりとする。	
保健文化機能維持増進森林	特定広葉樹の育成	保健文化機能維持増進森林で、特に地域独自の景観等が求められる森林においては、表1-2-5に示す特定広葉樹育成施業を行うこととする。	

※ ただし、(1)に定める森林の区域が重複した森林では、表下段の施業種を適用するが、主伐の時期は下限値が高い方を適用する。例えば、「水源涵養機能維持増進森林」（施業種は「伐期の延長」と「山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林」（施業種は「択伐による複層林」）の区域が重複した場合、伐期は「標準伐期齢に10年加えた林齢以上」、伐採率は「30%以下」とする。

表 1-2-4 主伐の時期（伐期齢）の下限

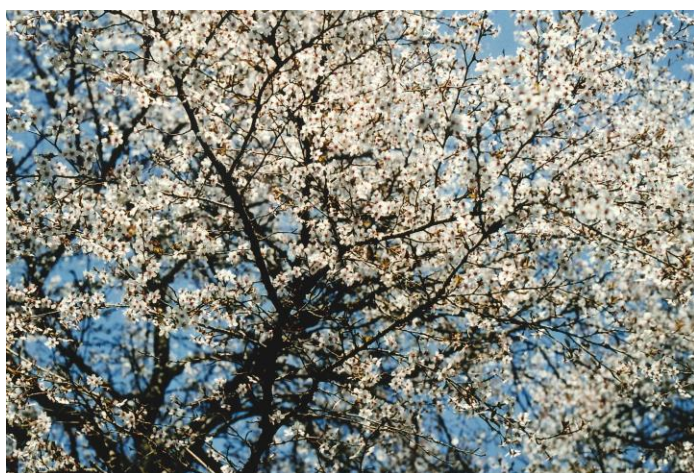
施業種	樹種（林齢）					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
通常伐期	40	45	35	50	15	25
伐期の延長	50	55	45	60	25	35
長伐期	64	72	56	80	24	40

※1 マツはクロマツ及びアカマツを指す。

※2 標準伐期齢は、Ⅱの第1の表2-1-3を参照

表 1-2-5 特定広葉樹

特定広葉樹（樹種）	特定広葉樹の育成のための施業方法
マメザクラ （フジザクラ） ブナ 21 林班い 1～2 21 林班い 20～20-1 23 林班い 4、8、15、22	・特定広葉樹については、基本的には自然環境に配慮し、必要な場合のみ施業を行うこととする。 ・天然更新に必要な母樹がない等、植栽によらなければ更新が困難な場合には、適切な本数の植栽を行い、必要に応じて除伐、補植等の作業を行う。 ・タケや外来種などにより、特定広葉樹の生育が妨げられる恐れのある場合は、タケ等の除去を検討する。 ・雪害、台風、土砂災害などにより伐採が必要な場合は、極力更新を意識した施業を行うこととする。 ・シカ等の獣害により、特定広葉樹の生育が阻害される場合は、獣害対策を行うこととする。



マメザクラ（フジザクラ）
バラ科の落葉小高木。本州中部地方の山地に自生。葉は卵形で、緑に切れ込みがある。春、葉より先に淡紅色の小さい花が開き、6 月ごろに黒紫色の実がなる。



ブナ

ブナ科の落葉高木。北海道南部、本州、四国、九州の山地に自生。葉は楕円形で、縁は波打っている。果実は 10 月頃に成熟し、殻斗に包まれた堅果は山の動物たちの格好の食糧となる。

(3) 森林の整備・保全の考え方

表 1-2-2 に定めた森林の機能の維持増進を図るための森林について、森林の整備及び保全の考え方を表 1-2-6 のとおり定める。

表 1-2-6 森林の整備・保全の考え方

区域		森林の整備・保全の考え方
木材等生産機能維持増進森林		・地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林においては、木材等生産機能が十分に発揮されるよう、計画的な伐採による木材の安定供給に努める。 ・森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進する。 ・施業種は、「通常伐期」とする。
公益的機能別施業森林	水源涵養機能維持増進森林	・ダム等利水施設の上流部においては、水源涵養機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 ・下層植生の維持や根系の発達を確保するため、適切な保育・間伐を推進する。 ・施業種は、「伐期の延長」とする。
	山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林	・山地災害の発生の危険性が高い森林では、土砂流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 ・溪岸の侵食防止や山脚の固定等に必要な谷止工や土留工等の施設の設置を推進する。 ・伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図る。 ・施業種は、原則「長伐期」とし、適切な伐区の形状・配置により機能を確保する。
	快適環境形成機能維持増進森林	・生活環境の保全のため、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 ・風や潮の害を防ぎ、砂の移動を抑える働きをする森林では、皆伐を避ける。 ・松くい虫被害の拡大を防止するため、内陸側のマツ林で、広葉樹等への樹種転換が可能な森林は、積極的に樹種転換を進める。 ・地域の快適な生活環境を保全するため、所有者、地域住民、行政及びNPO等との協働により、適切な保育・間伐を進める。 ・施業種は、原則「長伐期」とし、適切な伐区の形状・配置により機能を確保する。
	保健文化機能維持増進森林	・保健・風致の保存等のため、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 ・保健機能維持増進森林においては、間伐を繰り返し、複層林や自然力を生かした混交林に誘導する。 ・施業種は、「長伐期」を標準とし、適切な伐区の形状・配置により機能を確保するものとする。また、特定の郷土樹種を主体とした地域独自の景観等の形成が求められる森林では、「特定広葉樹」とする。

3 地域の目指すべき森林の姿と森林の区域設定

(1) 地域の目指すべき森林の姿

地域において期待される森林の機能を踏まえ、各地域における目指すべき森林の姿は、次のとおりとする。

ア 足柄地域

足柄地域は、人工林資源が充実し、林道等の木材生産基盤の整備が進んでいる一方で、森林施業が行われていない森林も見られる。

人工林については、共有林を中心に施業の集約化が進められている。

そこで、当該地域では林業に必要な木材生産機能を発揮させるため、適正な森林施業を推進し、形質の良好な林木からなる、成長量が高い森林を目指すとともに、広葉樹の植栽等も検討し、水源涵養や山地災害防止機能の向上も合わせて図るものとする。

イ 下谷・大沢地域

下谷・大沢地域は、人工林資源が充実し、林道等の木材生産基盤の整備が進んでいる一方で、森林施業が行われていない森林も多く見られる。

そこで、当該地域では林業に必要な木材生産機能を発揮させるため、適正な森林施業を推進し、形質の良好な林木からなる、成長量が高い森林を目指すものとする。



足柄地域の森林



下谷・大沢地域の森林

ウ 北郷・不老山地域

北郷・不老山地域は、天然林と人工林資源が充実したエリアが混在しており、人工林については、施業の集約化が進んだ林業地帯である。

林道等の既存の木材生産基盤を活用しつつ、作業路網の開設と合わせた森林施業が進められており、持続可能な林業経営のモデル地域となることが期待される。

しかし、その一方で、スコリアの堆積箇所が広範囲に存在しており、風倒被害等の発生箇所も多いため、手入れが行われていない森林については適正な森林管理を推進するとともに、治山事業、森林整備事業を組み合わせ、公益的機

能の発揮される森林を目指すものとする。

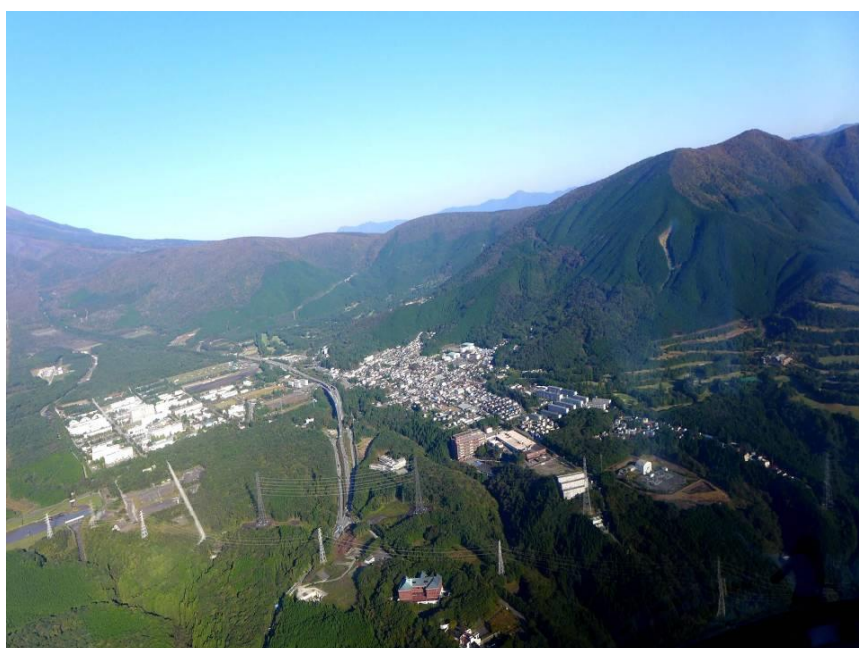


北郷地域の森林

エ 須走地域

須走地域は、天然林と人工林資源が充実したエリアが混在しているが、スコリアの堆積箇所が広範囲に存在しており、傾斜等の条件が厳しい場所では、樹種や手入れの状況を問わず、土砂の移動が激しく下層植生が非常に乏しいなど、森林の有する公益的機能を発揮させるための対策が必要である。

当地域は重要な水源地域であることから、治山事業を軸として、森林整備事業による適正な森林管理を推進し、公益的機能の早期回復を目指すものとする。



須走地域の森林

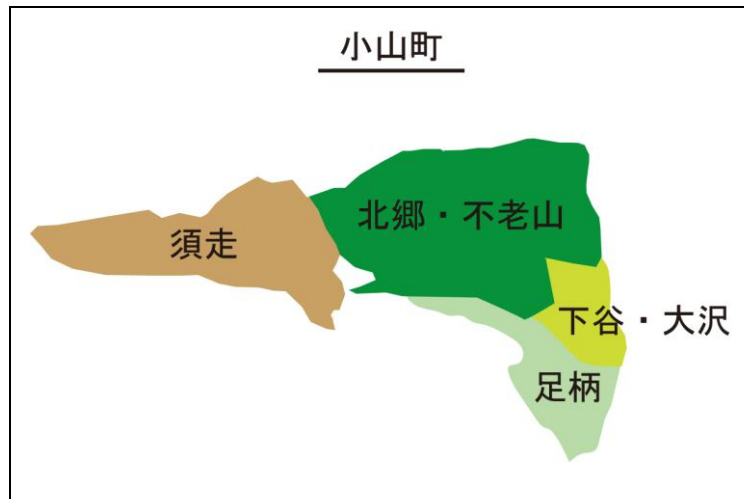


図 I 2-1 地域の位置図

(2) 森林の区域設定

地域の目指すべき森林の姿を踏まえて、森林の機能別の区域について区域設定の基本方針を表 1-2-7 のとおり定め、本町において特に森林の機能を発揮する必要がある森林の区域設定とその施業種を表 1-2-8～10 のとおりとする。

表 1-2-7 区域設定の基本方針

区域		区域設定の基本方針	
維持増進森林 木材等生産機能		立地条件	- 地位が高く林木の生育が良好な森林 - 地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林（林道等から 200m 以内、傾斜 35 度未満等）
		単 位	分布状況を踏まえ、面的（原則林班単位）に設定
公益的機能別施業森林	維持増進森林 水源涵養機能	法的な規制	水源かん養保安林
		立地条件	- 水源地周辺の森林（須川・鮎沢川源流、上流の森林） - 地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺の森林
		単 位	分布状況を踏まえ、面的（原則林班単位）に設定
	機能維持増進森林 山地災害防止／土壌保全	法的な規制	土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林
		立地条件	山地災害の発生により、特に人命・人家等施設への被害のおそれがある森林
		単 位	分布状況を踏まえ、特定の区域（準林班・林小班単位）で設定
	保健文化機能維持増進森林	法的な規制	- 保健機能森林（森林の保健機能の増進に関する特別措置法） - 自然環境保全地域（静岡県自然環境保全条例）
		立地条件	- 大御神保健機能森林（明神峠自然環境保全地域） - マメザクラ（フジザクラ）、ブナの群落地
		単 位	分布状況を踏まえ、特定の区域（林小班単位）で設定

表 1-2-8 地域別の森林の区域

地域	機能区分						施業種	区域設定の考え方	面積 (ha)
	木材	水源	山地	快適	保健	他			
足柄 地域 56 林班へ 61～77 林班	○	○					伐期の 延長	豊富な森林資源を利用しつつ、水源地として水源涵養機能を発揮させる。	1091.91
下谷 大沢 地域 54～55 林班 56 林班(へ除く) 57～60 林班	○	○					伐期の 延長	豊富な森林資源を利用しつつ、水源地として森林涵養機能を発揮させる。	351.01
北郷 不老山 地域 12～53 林班	○						通常伐 期	森林資源を利用するため、適切な森林管理を推進する。	118.09
	○	○					伐期の 延長	豊富な森林資源を利用しつつ、水源地として水源涵養機能を発揮させる。	1828.00
		○					伐期の 延長	水源地として、水源涵養機能を発揮させる。	457.83
		○			○		特定広 葉樹の 育成	水源地として水源涵養機能を発揮させる。また、自然環境保全地域に指定されている広葉樹林であり、自然環境に恵まれている。	120.88
			○				長伐期	山地災害防止機能を発揮させる施策を促進する。	140.64
			○	○			長伐期	樹種の多様性を図り、山地災害防止機能を発揮させる。	3.88
							通常伐 期	市街地エリアに点在している森林。	48.92
須走 地域 3～11 林班		○					伐期の 延長	水源地として水源涵養機能を発揮させる。	788.06

※ 機能区分は、森林の機能の維持増進を図るための森林を示す。

表 1-2-9 森林の区域（機能別）

区 分		森林の所在	面積（ha）
木材等生産機能 維持増進森林		別紙 1 のとおり	3,389.01
公益的 機能別 施業森 林	水源涵養機能 維持増進森林	別紙 1 のとおり	4,637.69
	山地災害防止/土壌保全 機能維持増進森林	別紙 1 のとおり	144.52
	快適環境形成機能 維持増進森林	別紙 1 のとおり	3.88
	保健文化機能 維持増進森林	別紙 1 のとおり	120.88

※ 1 詳細な森林の所在は、付属の概要図を参照。

※ 2 重複して指定している森林があるほか、森林の機能の維持増進を図る森林の設定をしない森林があるため、面積の合計は、計画対象森林の面積とは一致しない。

表 1-2-10 森林の区域（施業種別）

施業種	森林の所在	面積（ha）
通常伐期	別紙 1 のとおり	167.01
伐期の延長	別紙 1 のとおり	4,516.81
長伐期	別紙 1 のとおり	144.52
複層林	—	
択伐による複層林	—	
特定広葉樹の育成	別紙 1 のとおり	120.88
合計		4,949.22

※ 詳細な森林の所在は、付属の概要図を参照。

4 その他必要な事項

(1) 伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図る区域

該当なし

(2) 特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林

「特に針広混交林化を推進すべき森林」及び「特に樹種の多様性増進を推進すべき森林」を次のとおり定め、これらの森林のうち荒廃した森林では、静岡県森の力再生基金条例（平成 18 年静岡県条例第 19 号）第 2 条に規定する事業を実施し、針広混交林化又は樹種の多様性増進を図る。

ア 特に針広混交林化を推進すべき森林

地形条件、林道の整備状況、所有形態等の自然的、経済的、社会的諸条件からみて、森林所有者による適正な森林施業が困難と認められるスギ・ヒノキの人工林においては、単層である森林を広葉樹等との複層状態へ誘導し、針広混交林となるよう、適切な間伐を行う。

この森林の区域と整備・保全の考え方を表 1-2-11 のとおり定める。

イ 特に樹種の多様性増進を推進すべき森林

地形条件、林道の整備状況、所有形態等の自然的、経済的、社会的諸条件からみて、森林所有者による適正な森林施業の困難性が認められる森林においては、単層及び過密化した森林を、活力のある多様性に富んだ広葉樹林等になるよう、適切な伐採、更新、保育を行う。

この森林の区域と整備・保全の考え方を表 1-2-11 のとおり定める。

表 1-2-11 特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林の区域及び整備・保全の考え方

種類	森林の整備・保全の考え方
特に針広混交林化を推進すべき森林	・ 伐採方法は間伐とする。 ・ 間伐率はおおむね 40%以内とし、列状又は群状の伐採を基本とする。 ・ こうした施業により、単層であるスギ・ヒノキの人工林を、広葉樹等との複層状態へ誘導し、針広混交林化を目指すものとする。
森林の区域	別紙 1 のとおり【面積 584.97ha】
特に樹種の多様性増進を推進すべき森林	・ 伐採方法は、原則として間伐とし、間伐率はおおむね 50%以内とする。ただし、竹林にあつて樹種転換を図る場合は、皆伐とすることができる。 ・ 皆伐した場合の更新方法は、郷土樹種であつて、対象森林に適した広葉樹等の優良な母樹が存在し、更新が確実に見込まれる場合は、天然更新によるものとする。なお、必要に応じて更新補助作業を行う。天然更新が見込まれない場合には、郷土樹種であつて対象森林に適した広葉樹等を植栽するものとする。 ・ さらに、育成に必要な下刈、除伐等の保育を実施することとし、竹の侵入により広葉樹の育成が妨げられるおそれのある場合は、継続的な竹の除去を行う。 ・ こうした施業により、単層及び過密化した森林を、活力のある多様性に富んだ広葉樹林等へ誘導する。
森林の区域	別紙 1 のとおり【面積 3.88ha】

(3) 竹林の取扱い

放置された竹林が周辺の森林や農地に拡大していることから、竹林の取扱いを表1-2-12のとおり定める。

表1-2-12 竹林の取扱い

管理の目的		整備・保全の考え方
資源として 整備、利用	・ たけのこ、竹材の生産	・ 生産目的に合わせた適正管理を推進 ・ 生産、流通、加工体制の整備 ・ 利用技術の開発、バイオマス利用 ・ 地域の特産品等としての活用
竹林として 整備、保全	・ 竹林の景観、文化、環境形成機能等の保全 ・ 竹林の防災機能の活用 ・ 憩いの場、教育の場等として活用	・ 目的に合わせた適正管理を推進 ・ 管理体制の整備及び管理する人材の育成 ・ 体験教育等の機会を創出
竹林として ではなく、森林の保全・再生を優先	・ 森林景観及び環境の保全 ・ ふれあいの場、体験教育の場等として活用 ・ 防災機能等の確保	・ 竹林の拡大防止 ・ 伐採や枯殺後、樹種転換 ・ ふれあい、体験教育等の機会を創出 ・ 地域住民やNPO等との協働による森林づくり

第3 森林施業の合理化に関する基本方針

本町の森林整備を総合的かつ計画的に実施するため、森林施業の合理化の基本方針を次のとおり定める。

1 森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進

森林の経営に関して意欲と実行力を有した林業経営体が地域の中核となる森林所有者を中心に、その周辺の小規模森林所有者らもとりまとめ、森林の経営も受託するなどして、面的にまとめた森林を対象に、林内路網の整備や利用間伐などの効率的な森林施業を実行することに対して支援をする。

2 森林施業の共同化の促進

区有林等の共有林関係者、林業経営体、町等の関係機関の連携による、小流域内の森林所有者間の調整及び合意形成を通じて、森林経営計画の作成等による森林施業の集約化を図り、それを一体として効率的に行う。

3 林業に従事する者の養成及び育成・確保

効率的な木材生産を図るため、森林技術者や森林施業プランナー等の人材を育成していく。

また、就業前の情報提供や就業支援講習会等により新規就業の促進を図るほか、雇用環境の改善や労働安全の向上に関する取組を支援することにより、林業従事者の定着を図る。

Ⅱ 森林整備の方法に関する事項 (法第 10 条の 5 第 2 項第 2 ～ 4 号及び第 6 ～ 8 号並びに第 3 項第 1 ～ 3 号)

第 1 伐採に関する事項 (法第 10 条の 5 第 2 項第 2 号)

1 伐採の方法

(1) 立木竹の伐採

立木竹の伐採について表 2-1-1 のとおり定める。

表 2-1-1 立木竹の伐採の方法

区分	指針	
主伐 (更新を伴う 伐採)	皆伐	・主伐のうち、択伐以外のもの。 ・気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、次のことに配慮して行うもの。 ➢ 適切な伐採区域の形状 ➢ 1 箇所あたりの伐採面積の規模 ➢ 伐採区域のモザイク的配置 ・伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね 20ha ごとに保残帯を設け、適確な更新を図るもの。
	択伐	・主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うもの。 ・森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持増進するものとし、適切な伐採率によって実施するもの。 ・適切な伐採率とは、材積率 30%以下とする。ただし、伐採後に人工造林を行う場合には 40%以下とする。
間伐 (更新を伴わない 伐採)	立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的の樹種の一部を伐採して行うものであって、伐採後、一定の期間内に林冠が閉鎖するもの。	

(2) 伐採（主伐）の標準的な方法

伐採（主伐）の標準的な方法を、表 2-1-2 のとおり定める。

表 2-1-2 伐採（主伐）の標準的な方法

区分	指 針
共通事項	適正な伐採とは、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、伐採によって林地を荒らさず、伐採後の適確な更新を図るものをいう。 適正な伐採を行うための基本的な指針は以下のとおり。 ・ 伐採跡地に接する森林を伐採する場合は、伐採跡地が連続することがないように、周辺森林の成木の樹高程度の幅の保護樹帯を設置するものとする。 ・ 林地の保全及び公益的機能を考慮し、1 箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮するものとする。 ・ 伐採後の更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を考慮して伐採を行うものとする。 ・ 対象とする立木は、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。 ・ 野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保存に努めるものとする。
育成単層林	育成単層林における伐採は、森林の有する多面的機能を損なうことなく高度発揮させるため、以下の事項に留意し、実施するものとする。 ・ 皆伐は、気象、森林生産力及び病虫害の発生状況等の自然条件からみて、更新が確実である森林について行うものとする。 ・ 更新の方法を天然更新として行う伐採は、伐採区域の形状、母樹の保存等について配慮して行う。特にぼう芽更新を行う場合は、優良なぼう芽を促すため、11 月から 3 月に伐採するものとする。 ・ 育成複層林へ誘導する伐採の方法は、材積率 70%以下の伐採を基本とする。また、周辺の森林の状況等により確実な更新が見込まれる場合は、小規模な面積において、材積率 70%以上の伐採も行えるものとする。 ・ 伐採は、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、樹種及び林齢等の多様化、長期化に考慮して行うものとする。 ・ 林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため、必要に応じ保護樹帯を設置するものとする。
育成複層林	育成複層林における伐採は、森林の有する多面的機能を損なうことなく高度に発揮させるため、以下の事項に留意し、実施するものとする。 ・ 伐採の方法は、材積率 70%以下の伐採を基本とする。また、周辺の森林の状況等により確実な更新が見込まれる場合には、小規模な面積において、材積率 70%以上の伐採も行えるものとする。 ・ ただし、施業種を「択伐による複層林」とした区域においては、下記のとおりとする。 ア 伐採後に人工造林を行う択伐の場合は、伐採率は 40%（材積率）を上

	限とする。 イ 伐採後に天然更新を行う択伐の場合は、母樹の保存、種子の結実や飛散状況等を考慮して伐採率を決めるものとし、伐採率は 30%（材積）を上限とする。隣接して広葉樹林が残存している森林等は、天然下種更新により広葉樹を導入することも考慮するものとする。
天然生林	・主伐にあたっては、育成単層林及び育成複層林の項目に準ずる。

※用語説明

- ・育成単層林：森林を構成する林分を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキからなる森林。
- ・育成複層林：森林を構成する林分を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。
- ・天然生林：主として天然力を活用することにより成立させ、維持される森林。例えば天然更新による、シイ・カシ・シラビソ等からなる森林。なお、「主として天然力を活用」とは、自然に散布された種子が発芽して樹木が生育すること又はぼう芽により樹木が生育することを指す。

2 標準伐期齢

主要樹種の標準伐期齢を表 2-1-3 のとおり定める。

なお、立木の標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢以上をもって伐採を促すものではない。

表 2-1-3 標準伐期齢

地区	樹種（林齢）					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	コナラ クヌギ	その他 広葉樹
全域	40	45	35	50	15	25

※ マツは、クロマツ及びアカマツを指す。

第2 造林に関する事項（法第10条の5第2項第3号）

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、表2-2-1のとおり定める。

表2-2-1 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、クロマツ、アカマツ、クヌギ、コナラ、ミズナラ、ケヤキ、サクラ類

※1 スギ、ヒノキ等の苗木の選定にあたっては、成長にすぐれたものや花粉症対策に資する苗木の導入に努めるものとする。

※2 クロマツを植栽する場合は、松くい虫に対する抵抗力が認められたものが望ましい。

※3 定められた植栽樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、町の農林課と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な植栽本数

人工造林の植栽本数を、表2-2-2に定める。

表2-2-2 人工造林の標準的な植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ	中仕立て	3,000～3,500 本/ha	
	疎仕立て	2,000 本/ha	
ヒノキ	中仕立て	3,000～3,500 本/ha	
	疎仕立て	2,000 本/ha	
マツ類	中仕立て	3,000 本/ha	
広葉樹	中仕立て	3,000 本/ha	

※1 マツ類は、アカマツとクロマツを指す。

※2 標準的な植栽本数の上限を超える本数を植栽しようとする場合は、町の農林課と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

※3 現地状況や地形等を考慮し、上記の本数での植栽が困難な場合には、1,000 本/ha を下限の目安とし、更新が確保できる範囲内で植栽本数を減じることができる。ただし、この場合にも、町の農林課と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ 人工造林の標準的な方法

人工造林の標準的な方法を、表 2-2-3 に定める。

表 2-2-3 人工造林の標準的な方法

区分	標準的な方法	
	育成単層林	育成複層林
地拵え	・ 植栽の支障とならないように伐採木及び枝条等を整理する。 ・ 気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置にするなどの点に留意する。	—
更新	・ 原則として植栽とする。 ・ 植付けは、気象その他の立地条件及び地域の標準的な方法を考慮して方法を定め、適期に実施する。	・ 原則として樹下植栽とする。 ・ 隣接して広葉樹林が残存している場合には、周辺林地からの種子供給等による天然下種更新を考慮することができる。 ・ 植栽する本数は、表 2-2-2 に示す標準的な植栽本数に、上層木の立木の伐採率を乗じた本数以上とするよう留意する。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

人工造林により更新を図る森林の伐採跡地においては、森林の多面的機能の維持及び早期回復を図るため、表 2-2-4 に定める期間内において更新を完了するものとする。

表 2-2-4 伐採跡地の人工造林をすべき期間

区分	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 2 年以内
択伐 (伐採率 40% 以下)	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内

2 天然更新に関する事項

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新対象樹種

天然更新の対象樹種を表 2-2-5 のとおり定める。

表 2-2-5 天然更新対象樹種

天然更新対象樹種	
天然更新対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、モミ、ヤシヤブシ・ハンノキ類、シデ類、カンバ類クリ、ナラ・カシ・シイ類、ムクノキ、エノキ、ケヤキ、クスノキ、シロダモ、ヤブニッケイ、タブノキ、カラスザンショウ、キハダ、ヤマボウシ、ミズキ、ホオノキ、サクラ類、ネムノキ、アカメガシワ、ウルシ類、カエデ類、イイギリ、リョウブ、エゴノキ、アオダモ、クサギ、オニグルミ、カツラ、クロガネモチ、ハリギリ、ヒメシャラ、ツガ
ぼう芽による更新が可能な樹種	イヌシデ、クリ、ナラ・カシ・シイ類、ケヤキ、ヤブニッケイ、タブノキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類、エゴノキ、アオダモ、カツラ、クロガネモチ

※ 1 「ぼう芽による更新が可能な樹種」の欄にあっても、更新が完了していない若齢の広葉樹林や大径木化した広葉樹二次林（根元直径 40 cm以上、おおむね 80 年生以上）は、ぼう芽による更新が可能な樹種には含めないものとする。

※ 2 定められた対象樹種以外の樹種により、ぼう芽による更新をしようとする場合は、町の農林課と相談の上、適切な樹種を選択するものとする

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新の標準的な方法を表 2-2-6 に定め、天然更新すべき立木の期待成立本数を表 2-2-7 に定める。

また、天然更新に当たっては、必要に応じて表 2-2-8 に定める天然更新補助作業を実施するものとする。併せて、シカ等の食害が予測される地域では、必要に応じて防護柵等による食害防止対策を実施するものとする。

表 2-2-6 天然更新の標準的な方法

区分	標準的な方法
天然下種更新	種子が自然に落下して発芽、成長することで図られる更新。 天然下種更新は、周辺の母樹の状況を把握した上で行き、状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととする。
ぼう芽更新	根株からの発芽（ぼう芽）、成長によって図られる更新。 ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて、芽かき又は植込みを行うこととする。

表 2-2-7 天然更新すべき立木の期待成立本数

区分	本数
期待成立本数	6,000 本/ha

表 2-2-8 天然更新補助作業

補助作業	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こしや枝条整理等を行う。
刈出し	ササなどの下層植生によって、天然に発生した稚樹の生育が阻害されている箇所において、下草刈りや清掃作業を行う。
植込み	天然に発生した稚樹の生育状況等を考慮し、天然更新の不十分な箇所においては、必要な本数を植栽する。
芽かき (ぼう芽整理)	ぼう芽の優劣が明らかとなる頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を 1 株当たりの仕立て本数 4～5 本を目安としてぼう芽整理を行う。 2 回目は 4 年目に実施し、1 株当たりの仕立て本数は 2～3 本とする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する多面的機能の発揮のためには、伐採跡地を早期に森林に回復する必要がある。そのため、天然更新を図る森林においては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内に、天然更新を完了させるものとする。

(4) 天然更新完了の確認

天然更新を図る森林においては、皆伐後おおむね5年以内に静岡県天然更新完了基準に基づき、次に定める手順により更新状況の確認調査を行う。

ア 確認調査の方法

- ・調査の時期は、伐採後5年以内とする。
- ・調査方法としては、まず目視によって基準を満たしているかを判断する。
- ・明らかに基準を満たしているとの判断がつかない場合には、プロット調査を行う。
- ・プロット調査の内容は、天然更新すべき立木の樹種名と本数とする。
- ・プロットの設定方法は、以下のとおりとする。
 - ・プロットの大きさは5 m×5 m (25 m²) とし、2箇所以上設ける。
 - ・プロットは、対象地の地形や植生等を考慮の上、平均的な箇所を選択する。
 - ・対象地の後継樹の発生状況が均一でない場合は、区分けして調査することができる。(後継樹とは、植栽木、天然下種等により発生する稚樹・ぼう芽枝のうち将来の森林の樹冠を構成する樹種を指す。

イ 天然更新の完了基準

天然更新の完了基準を表2-2-9のとおり定める。

表2-2-9 天然更新の完了基準

項目	基準
完了の基準	・天然更新すべき立木（表2-2-5で定める樹種で樹高が2 m以上のもの）の本数が、期待成立本数の3割以上で、かつ均等に生育している状態である。 ・プロット調査においては、すべてのプロットが基準を満たしている。
天然更新すべき立木の本数の下限値	・期待成立本数の3割（＝1,800 本/ha） ・ただし、気象や土壌等の条件により、上記基準を適用することが明らかに困難な場合は、伐採前の森林や周辺の森林を参考にして、1,000 本/ha を下限とすることができる。

ウ 基準を満たしていない場合の対応

確認調査の結果、天然更新の完了基準を満たしていない場合には、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年以内に、天然更新補助作業を実施して天然更新を完了させる又は植栽を行うものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし。

ただし、10ha を超える皆伐を行った針葉樹人工林は、植栽により更新を図るものとする。

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の伐採の中止又は造林の命令の基準

法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林の命令の基準を次のとおり定める。

(1) 更新にかかる対象樹種

法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく造林の命令を受けた者は、次に定める樹種を植栽するものとする。

ア 人工造林の場合

表 2-2-1 のとおり。

イ 天然更新の場合

表 2-2-5 のとおり。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

生育し得る最大の立木の本数は、6,000 本/ha とする。

第3 保育・間伐に関する事項（法第10条の5第2項第4号）

保育及び間伐は、森林の立木の生育の促進、林分の健全化及び利用価値の向上を図るために実施するものとし、その標準的な方法を次のとおり定める。

1 保育の作業種別の標準的な方法

保育の作業種とその標準的な方法を表2-3-1のとおり定める。

表2-3-1 保育の標準的な方法

種類	樹種	実施林齢及び時期等
下刈	スギ ヒノキ	林齢：10年生までのうち、下草が繁茂し造林木の成長を著しく阻害する時に実施 時期：6～7月頃を目安
つる切り	スギ ヒノキ	林齢：つるが繁茂する状況に応じて実施 時期：下刈及び除伐時
除伐	スギ ヒノキ	時期：下刈り終了後に、育成目的樹種とそれ以外の樹種との競合が始まった時
枝打ち	スギ ヒノキ	林齢：枝下直径が7cmになった時に実施 方法：直径5～6cmのところまで実施 「目標とする材長+0.5m」の高さまで実施 時期：11月～2月上旬頃
その他	—	造林地の野生動物による食害対策として、忌避剤の塗布や防護柵の設置等を実施

2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法

間伐は、「新・システム収穫表^{※1}」を利用し、表2-3-2に示す指針に従って実施する。

表2-3-2 間伐の標準的な方法

項目	指針
間伐の時期	・ 間伐の時期は、林木の樹冠が閉鎖して、林木相互の競争が生じ始めた時とする。林木の樹冠閉鎖の目安は樹冠疎密度10分の8以上とする。 ・ 間伐を行うべき立木の混み具合を表す指標として「収量比数（Ry）^{※2}」を用いるものとし、その値を表2-3-3に定める。 ・ 平均的な間伐の実施時期の間隔の年数を表2-3-4に定める。
間伐率 間伐回数	・ 間伐率と回数は、「新・システム収穫表」を用いて林分の健全性保持と生産目標への誘導が可能となる割合と回数を算出し、現地状況を考慮して定める。 ・ 材積による伐採率の上限は35%を標準とする。

	・ 5年後に樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。
選木の方法	・ 選木の方法は、森林の整備・保全の目標と森林の状況に応じて、定性間伐や列状間伐等、最も適切な方法を選択する。 ・ 保育期の間伐は、被圧木、二又などの不良木、あばれ木等を選定することを原則とするが、均等な立木密度が得られるよう残存木の配置にも配慮する。 ・ 8 齢級以上の間伐は、利用可能な森林資源の活用の観点から、上層木や中層木も対象とする。
その他	・ 利用可能な森林資源の活用を図るため、間伐材の搬出を推進する。 ・ 地形上、風衝地となり得る場所においては、風害に留意して間伐を行う。

※1 「新・システム収穫表」とは、静岡県農林技術研究所森林・林業研究センターが作成したスギ・ヒノキ人工林の収穫予測を行うプログラム（エクセルファイル）。樹種、林齢、ha 当たり本数、地位、間伐時期を入力することにより、簡単に収穫予測を行うことができる。プログラムは、静岡県のホームページからダウンロードできる。「新・システム収穫表」による試算の一例を下表のとおり。

<「新・システム収穫表」による試算の一例>

年生	施業	本数 伐採率	伐採後本数 (本/ha)	伐採後収量 比数(Ry)	平均胸高 直径(cm)	伐採材積 (m ³ /ha)	備考
15	下層間伐	25%	2,061	0.7	10.8	11	
25	下層間伐	36%	1,318	0.7	15.1	37	
40	下層間伐	32%	898	0.7	20.6	53	
55	上層間伐	22%	698	0.6	23.4	90	
70	上層間伐	20%	552	0.6	28.0	103	
90	皆伐	100%			34.5	462	

※ 樹種ヒノキ、15 年生時立木本数 2,750 本/ha、地位Ⅲの条件で、長伐期施業（90 年生を伐期）とした場合

※2 「収量比数 (Ry)」とは、その時期の森林が蓄えることができる最大量の幹材積に対する実際の幹材積の割合のことで、間伐の時期や間伐率を決める時に用いる。間伐を行うと収量比数が下がり、その後再び 1 に近づいていく。

表 2-3-3 収量比数

樹種	収量比数
スギ	0.85
ヒノキ	0.85

表 2-3-4 平均的な間伐の実施時期の間隔

区分	間伐の実施時期の間隔
標準伐期齢未満	10 年
標準伐期齢以上	15 年

3 計画期間内に間伐を実施する必要がある森林
該当なし

第4 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

(法第10条の5第2項第8号)

1 作業路網の整備に関する事項

ここでは、森林施業を低コストで効率的に行うために必要な作業路網の整備に関する事項を示す。作業路網については表2-4-1に定義する。

表2-4-1 作業路網の区分と定義

区分		定義
基幹路網	林道	不特定多数の者が利用する恒久的公共施設であり、森林整備や木材生産を進める上での幹線となるもの。
	林業専用道	主として森林施業のために特定の者が利用する恒久的公共施設であり、幹線となる林道を補完し、普通自動車（10t 積程度のトラック）や林業用車両（大型ホイールタイプフォワーダ等）の輸送能力に応じた必要最小限の規格・構造を有することにより、森林作業道の機能を木材輸送の観点から強化・補完するもの。
細部路網	森林作業道	森林作業のために特定の者が利用し、主として林業機械（トラックを含む）の走行を予定するもの。

(1) 作業路網の密度に関する事項

森林施業を低コストで効率的に行うため、施業を一体的に行う森林について、森林の傾斜等に応じてあらかじめ作業システム（車両系又は架線系）を定め、表2-4-2に掲げる作業路網の密度を目安として林道及び林業専用道、森林作業道を適切に配置する。

表2-4-2 作業路網の密度

傾斜区分	作業システム	路網密度	
			うち基幹路網
緩傾斜地 (0～ 15°)	車両系	100m/ha 以上	35～50m/ha 以上
中傾斜地 (15～ 30°)	車両系	75m/ha 以上	25～40m/ha 以上
	架線系	25m/ha 以上	
急傾斜地 (30～ 35°)	車両系	60m/ha 以上	15～25m/ha 以上
	架線系	15m/ha 以上	
急峻地 (35° ～)	架線系	5m/ha 以上	5～15m/ha 以上

(2) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

基幹路網の開設は、車両の安全かつ円滑な通行を確保するため、表 2-4-3 に示す規格（林道規程）を遵守する。林業専用道の開設は「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」に則したものとする。

表 2-4-3 林道の規格・構造

区 分		規 格 (林道規定)		車道幅員	通行車両
林道	森林基幹道 森林管理道 森林施業道	第 1 種 及び 第 2 種	自動車道 1 級	4.0m(3.0m)	一般車両、 林業用車両
			自動車道 2 級	3.0m	
		第 2 種	自動車道 3 級	2.0m	
林業専用道		第 2 種	自動車道 2 級	3.0m	林業用車両 (10t 積トラック)

※第 1 種：セミトレーラーを設計車両とするもの

※第 2 種：普通自動車、小型自動車を設計車両とするもの

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画を表 2-4-4 に示す。詳細な計画は、別紙 2 及び付属の概要図による。

表 2-4-4 基幹路網の整備計画

整備計画	路線数	延長 (km) / 箇所数 (箇所)
森林基幹道の開設		
森林管理道の開設	3 路線	1.0km (立山) 1.0km (峯坂) 3.0km (北山)
林道の改良 (拡張)	10 路線	43 箇所 (生土不老山、大沢、金時、戦返、角取、竹之下金時、奥の沢、中島、金時支、峯坂)
林道の改良 (舗装)	3 路線	8.5km (中島、金時、金時支)

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網は管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(3) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意事項

森林作業道は、間伐をはじめとする森林整備や木材の搬出のため、継続的に用いられる道であり、表 2-4-5 に示す通行車両による使用を想定し、また、地形に沿うことで作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な構造とする。

また、森林作業道の開設は、「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」に則したものとする。

表 2-4-5 森林作業道の規格

区分	幅員	通行車両（林業用車両）
森林作業道	全幅員 2.5m 以上	車両系林業機械又は小型のトラック
	全幅員 2.5m 未満	車両系林業機械（車体幅 2.0m 程度）

イ 細部路網の維持管理に関する事項

静岡県林業専用道・森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう、適正に管理する。

(4) 路網整備等推進区域に関する事項

表 2-4-4 に掲げる計画に沿って、基幹路網の整備を推進していく。

また、林道等の基幹路網から 200m 以内で、傾斜が 35 度未満の森林は木材生産に適しており、こうした森林においては、細部路網の整備を推進し、利用間伐等による木材生産を促進していく。

とくに、表 2-4-4 に掲げた計画期間内に整備する基幹路網の周辺の森林を路網整備等推進区域として設定し、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進していく。

なお、路網整備等推進区域は、表 2-4-6 のとおり定める。

表 2-4-6 路網整備等推進区域

路網整備等 推進区域	面積 (ha)	路線名	延長 (m)	対図番号	備考
字竹之下、新柴、 桑木 67, 71, 72, 74 林班	337	金時線	4,400m	④	

2 その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

(法第10条の5第2項第6号)

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本町の森林は小規模零細な所有形態が多数を占めており、加えて森林施業の受委託もほとんど行われておらず、効率的な森林施業が困難な状況である。

そこで、隣接する複数の所有者の森林を取りまとめて、数十 ha の施業団地とした上で、作業道の整備や間伐などの森林施業を一括して行えるよう、森林の育成や利用に関する事項を意欲と実行力のある林業経営体へ委託することを促進し、効率的かつ持続可能な森林の経営を図っていく。

2 森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策

施業の集約化や計画的な路網整備等に関する意欲と実行力のある者に対して、必要な情報の提供、必要な助言、指導その他の援助を積極的に行っていく。

また、森林の施業を効率的かつ適切に行っていくためには、森林に関する正確な情報の把握が重要であることから、森林情報の精度向上に努める。

3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、森林経営計画を作成するにあたっては、森林所有者と次の権原が付与された契約（以下「森林経営委託契約」という。）を締結する必要がある。

なお、すでに、森林所有者と長期施業受委託契約を締結している場合であっても、森林経営計画を作成するにあたっては、「森林経営委託契約」の締結が必要であることから、現行の契約内容を確認し、必要に応じて新規契約や変更契約を行うものとする。

- ① 造林、保育及び伐採に必要な育成権原
- ② ①に基づき伐採した木竹の処分権原
- ③ 森林の保護や作業路網の整備等に関する権原

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が、森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を検討する。この制度により森林所有者から経営管理権を取得した場合は、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営体に経営管理実施権を設定して再委託を行い、また、林業経営に適さない森林については、必要に応じて森林環境譲与税等を活用して本町が直接森林整備を行うことにより、適切な森林の経営管理を推進する。

また、経営管理権又は経営管理実施権の設定に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項（法第10条の5第2項第7号）

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業の共同化とは、間伐、保育等の森林施業の推進について、森林所有者等の中で、施業の実施時期や実施方法について調整を行い、複数の森林所有者等が森林施業を集約化し、それを一体として効率的に行うことをいう。

森林施業の共同化を促進するために、一体として行う森林施業に適した森林を抽出するとともに、その森林所有者等の中で森林施業の集約化のための合意形成を図られるよう、指導・助言する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

集落あるいは一体として行う森林施業に適した森林の所有者等に呼びかけ、森林施業に関する話し合いの場を創出し、森林施業の共同化を図る。

また、啓発及び普及活動を行い、当該森林所有者等に対して施業実施協定への参画を促す。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）が、森林経営計画を作成するにあたっては、次の事項を明記する。

- ① 共同して行う森林施業及び保護の種類並びにその実施方法
- ② 作業路網その他施設の設置及び維持管理の方法
- ③ 共同施業実施者の一人が、上記①又は②により明確にした事項を遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、施業の共同実施の実効性を担保するための措置

第7 その他森林整備に関する必要な事項（法第10条の5第3項第1号から第3号）

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 森林技術者の能力の向上

林業経営体に雇用された技術者について、国の人材育成制度等を利用して、経験年数に応じた技術、知識、能力の習得を図り、効率的な木材生産を担う森林技術者を育成する。

(2) 効率的な木材生産のためのプランナーの育成

林業経営体の職員に対し、効率的な木材生産に必要な計画を作成する知識の習得を促し、森林施業プランナーを育成する。

(3) 林業への新規就業促進

林業への就業に関心がある者を対象に、林業の仕事や就業条件などに関する情報の提供、就業支援講習会の開催と、林業経営体による短期的な雇用により、林業への新規就業を促進する。

(4) 森林技術者の就労環境の向上

林業経営体による雇用環境の改善や労働安全の取組により、森林技術者の就労環境を向上する。

(5) きのこと生産者の育成

地域のきのこ生産者の育成を図るために、品質適正表示やしずおか農林水産物認証等の認証取得を指導するとともに、鳥獣害対策、生産技術向上のための品評会、消費拡大PR活動などを支援する。また、新規参入者への研修実施を支援する。野生きのこの販売については、放射線検査において基準値を超えている場合は販売禁止を指導する。

2 林業機械の導入の促進に関する事項

集約的な施業を実施するために、地形や地質、森林資源状況、経営にかかるコストを総合的に考慮し、適切な路網整備と林業機械の組み合わせにより労働生産性を高め、表2-7-1をモデルとする低コスト作業システムの構築を目指す。

また、低コスト生産システムの構築に不可欠な、高性能林業機械の導入やオペレーターの育成、林業労働災害の防止等については、県や林業・木材製造業労働災害防止協会等の支援事業等を積極的に利用していく。

表2-7-1 低コスト生産システムのモデル

システム	傾斜	最大到達距離（m）		伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
		基幹路網から	細部路網から				
車両系	緩	150～200	30～75	ハーベスタ	グラップル	ハーベスタ	フォワーダトラック
	中	200～300	40～100	ハーベスタチェーンソー	グラップル	ハーベスタプロセッサ	フォワーダトラック
	急	300～500	50～125	チェーンソー	グラップルウィンチ	プロセッサ	フォワーダトラック
架線系	中	200～300	100～300	チェーンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ	プロセッサ	トラック
	急	300～500	150～500	チェーンソー	タワーヤーダ	プロセッサ	トラック

3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の利用の促進のために必要な施設について、表 2-7-2 に現状と今後の整備計画を示す。

表 2-7-2 林産物の利用の促進のために必要な施設

区分	施設の 種類	現状			整備計画			備考
		位置	規模	対図 番号	位置	規模	対図 番号	
生産	製材工場 (集成材)	—	—	—	—	—	—	
	製材工場 (JAS 認定)	棚頭	目標取扱量 14,756 m ³ /年		—	—	—	H25.11 稼働 H26.3 JAS 認定
流通	ストック ポイント	—	—	—	—	—	—	
		上野	目標取扱量 37,600 m ³ /年		—	—	—	H26.4 稼働
加工	木質ペレット 製造工場	棚頭	目標生産量 2,138 t/年		—	—	—	H23.7 稼働
販売	—	—	—	—	—	—	—	
その他	木質バイオ マス発電施設	上野	発電量 165kW		—	—	—	H31.3 稼働

Ⅲ 森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

(法第 10 条の 5 第 2 項第 9 号及び第 10 号)

第 1 森林の病虫害の駆除又は予防の方法等

1 森林病虫害の駆除並びに予防の方針及び方法

本町は、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努める。特に、ナラ枯れ被害対策については、表 3-1-1 に示す方針に則って適切に行う。

なお、森林病虫害等の蔓延により緊急に伐倒駆除する必要がある場合には、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

表 3-1-1 ナラ枯れ被害対策方針

項 目	方 針
ナラ枯れ被害対策	地域で被害の早期発見・監視に努め、初期段階で、適切な防除を推進する。

2 森林病虫害の駆除及び予防の体制作りの方針

森林病虫害による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などのため、森林所有者を始め、地域住民への呼びかけを行い、森林病虫害の被害木等の情報収集に努める。

また、地域住民が情報提供しやすいよう、窓口や投書箱の設置を行う。

第2 鳥獣による森林被害対策の方法

1 鳥獣害防止森林区域の設定

森林生態系基礎調査の結果等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下、鳥獣害防止森林区域という。）を表3-2-1に定める。

表3-2-1 鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積（ha）
ニホンジカ	3～7林班、11林班、 20～24林班	1185.44ha

2 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法

鳥獣害防止森林区域の人工林においては、表3-2-2に定める方法により、鳥獣害の防止のための措置を実施するものとする。

なお、実施にあたっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年7月12日法律第88号）に基づいて県が定める第二種特定鳥獣管理計画及び鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年12月21日法律第134号）に即して本町が作成した「小山町鳥獣被害防止計画」に沿って行うものとする。

表3-2-2 鳥獣害の防止の方法等

対象鳥獣の種類	鳥獣害の防止の方法等
ニホンジカ	・人工植栽を実施する森林を中心に、鳥獣害の防止を図る。 ・鳥獣害の防止の方法は植栽木等の保護又は捕獲とし、これらを単独又は組み合わせて実施する。 ・植栽木等の保護は、防護柵や幼齢木保護具（食害防止チューブ等）、剥皮防止帯（テープ巻等）の設置等とする。 ・防護柵は、被害防止効果が十分に発揮されるよう、適切に維持管理を行い、必要に応じて改良等を行う。 ・捕獲は、わな捕獲（くくりわな、囲いわな等）、銃器による誘引狙撃等とする。 ・鳥獣害があまり発生しておらず、鳥獣害防止施設の設置等が不要と判断される場合には、上記の方法に代わり、現地調査等による森林のモニタリングを実施し、被害状況の確認に努める。

3 その他の区域及び鳥獣に関する森林被害対策の方法

鳥獣害防止森林区域外の森林においても、鳥獣害防災施設の設置等による鳥獣害の防止に努めるものとする。なお、鳥獣害の防止の方法等は、2の防止の方法に準じるものとする。

4 鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認等

現地調査による確認のほか、森林施業を行う林業経営体や森林所有者等からの情報の収集に努める。

なお、鳥獣害の防止の方法が適切に実施されていない場合は、森林所有者等に対して指導・助言等を行う。

第3 林野火災の予防の方法

林野火災を予防するため、以下の方針に則った取組を行う。

- ・初期消火器材の配備を進めるとともに、山火事発生の未然防止に努める。
- ・山火事発生の危険性が高い、入山者やドライバーの入り込む地域において、タバコ及びたき火の後始末を徹底するよう周知する。
- ・林業従事者に対して、火気の取扱いに対する指導を行い、山火事予防への意識を啓発する。

第4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除については、伐倒駆除等の処理を基本とするが、やむを得ず火入れを実施する場合には、「小山町火入れに関する条例（平成23年3月23日条例第1号）」に基づき実施し、林野火災や周辺への延焼等の災害の発生に繋がらないよう安全管理に十分配慮するものとする。

第5 その他必要な事項

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

(森林の保健機能の増進に関する特別措置法第5条の2)

第1 保健機能森林の区域

保健文化機能を高度に発揮させる必要のある森林であつて、森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林を保健機能森林として定め、その森林の区域を表4-1-1に示す。

表4-1-1 保健機能森林の所在

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置(大字)	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
大御神	21 い							明神峠 自然環境保全 地域
	1, 2, 20, 20-1	65.80		65.80				
	23 い							
	4, 8, 15, 22	55.08		55.08				
		120.88		120.88				

第2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

当区域については県で指定している自然環境保全地域となっていることから、自然環境保全を最優先した施業を行うこととする。また、特別地区内において施業を行う場合は知事の許可を受け実施するものとする。

表4-1-2 保健機能森林の施業の方法

施業の区分	施業の方法
伐採	・伐採については、やむをえない場合を除き、極力行わないこととする。
造林	・更新については、天然更新を基本とする。 ・天然更新に必要な母樹がない等、植栽によらなければ更新が困難な場合には、適切な本数の植栽を行い、必要に応じて除伐、補植等の作業を行う。
保育	・森林の保健機能に著しく損害を与える樹木や植物については、駆除を検討する。
その他	・保健・風致の保存等のため、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 ・森林ボランティア活動や森林環境教育の場等として多様に活用する。 ・シカ等の獣害が懸念される場合は、対策を検討し必要に応じ行う。

第3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

管理上必要な巡視歩道、管理舎、標識その他これらに類する施設、排水施設等の設置にかかる保全事業については、県が執行することとされているが、森林の保全上、町が必要と判断した場合は県の承認を受け実施する。

V その他森林の整備のために必要な事項（法第10条の5第3項第4号）

第1 森林経営計画の作成に関する事項

1 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するように指導する。

- ・Ⅰの第2の2に示す公益的機能別施業森林の施業方法
- ・Ⅱの第2の3に示す植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ・Ⅱの第5の3に示す森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第6の3に示す共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ・Ⅲに示す森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2 一体整備相当区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域（以下、一体整備相当区域という。）を表5-1-1に定める。

表5-1-1 一体整備相当区域

区域名	林 班	区域面積 (ha)
須走	3, 4, 5, 6, 7, 10, 11	702.97
北郷	12, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 33	765.74
上野	34, 35, 36	260.67
湯船・柳島	40, 41, 42, 43, 44, 45	501.78
不老山	46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53	505.23
下谷・大沢 ・足柄	54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77	1,442.92

第2 生活環境の整備に関する事項

ＵＩＪターン者などが地域に定住するための取組として、町内への転入者や定住者に対し、居住用の土地・家屋の購入や住宅建築等について可能な範囲で助成金や個人住宅取得資金利子補給を実施するとともに、住宅等の不動産情報の提供を行い町内への定住促進を図る。

第3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本町では、間伐材等を効率的に集材するシステムが構築されつつあり、集材された木材を効率的に集荷する施設も整備している。このような小山町の特徴を活かし、地域材（富士山－金時材）の普及に努め林業振興を図るとともに、森林認証の取得を進め、環境に配慮した林業を推進する。



ハーベスタ・グラップル・フォワーダ



製材所（乾燥施設）



住まい博展示

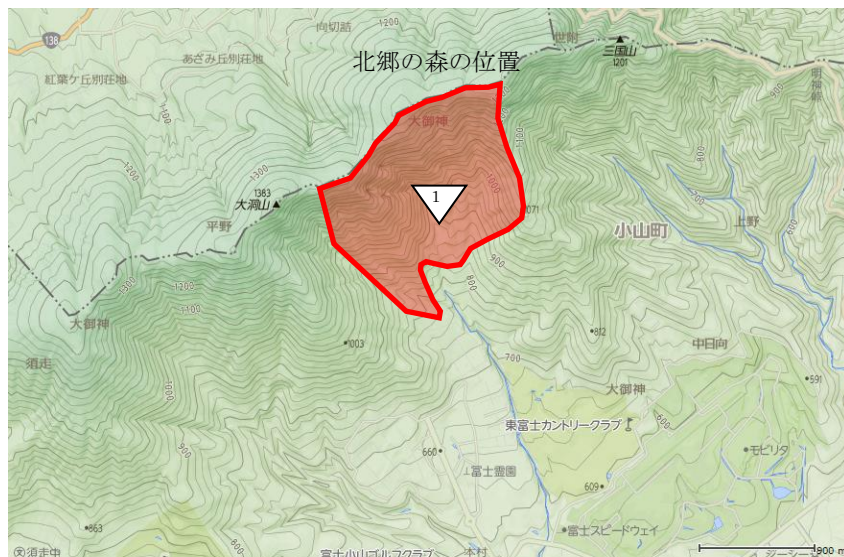
第4 森林の総合利用の推進に関する事項

北郷地区において町とNPO等が協働して整備を進めている「北郷の森」について、既存の自然環境を活かしながら、町民が気軽に森林に親しむことのできる森林を目指し、引き続き整備を行うこととする。

また、森林の総合利用に必要な施設の整備計画を表5-4-1に掲げる。

表5-4-1 森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		将来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
北郷の森 活動施設	大御神 （綱山） 146.7ha	倉庫1棟	大御神 （綱山）	東屋 2棟 トイレ1棟 倉庫 1棟	▽ 1



第5 住民参加による森林の整備に関する事項

住民参加による森林づくりに対する理解と関心を深めるために、次に掲げる取組等を行っており、引き続き住民参加による取組を進めるとともに、住民による自主的な取り組みに対し、積極的な支援を行っていく。

1 地域住民参加による取組

- 災害復旧・予防工事や本数調整伐等の広報を積極的に行いながら、行政と地域が共同で小規模な災害に関しては対策を行うなど、山地災害への備えのための活動を活発に行っている。



- 住民が森林内で活発に活動できるよう、住民自らが林道等の路網の整備を行っている。



2 上下流連携による取組

下流域の自治体や住民団体等と連携した森林整備の実施について、積極的に働きかけを行う。

3 その他

・法第10条の11の9第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

公益的機能別施業森林について、間伐又は保育その他の森林施業の実施及びその他に必要な施設の整備に関する内容の施業実施協定を特定非営利活動法人等と森林所有者等が締結することを支援する。

第6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

自ら森林の経営管理を実行することができない森林所有者の有無について調査を行う。調査の結果、森林経営管理制度に基づく経営管理権が設定された森林を下表のとおりとする。

経営管理権設定森林

区域	件数	面積	備考
竹之下（市場外）	7 件	3.24ha	令和2年度に町経営管理事業実施

第7 その他必要な事項

1 施業の制限を受けている森林に関する事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施するものとする。

2 森林の土地の保全に関して留意すべき事項

森林の土地の保全については、適切な施業の推進、管理及び保安施設事業の計画的な実施を通じて、森林の有する水源の涵養、災害の防止、環境の保全といった公益的機能の維持増進を図るとともに、保安林制度及び林地開発許可制度の適切な運用を図る。

3 土地の形質の変更にあたり留意すべき事項

森林の土地の形質の変更にあたっては、次の事項に留意する。

(1) 保安林

保安林では、保安林の指定の目的の達成に支障のない範囲に限定することとし、原則として森林以外の転用は行わないものとする。

(2) 保安林以外の森林

保安林以外の森林では、当該森林の植生、地形、地質、土壌、湧水、気象、過去に発生した災害等の自然環境条件及び下流の河川、水路の整備状況、周辺における土地利用、水利用、景観等の生活環境条件を考慮し、次の4点に留意した上で、森林の適正な利用を図る。

ア 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと

イ 水害を発生させるおそれがないこと

ウ 水の確保に著しい影響を及ぼすおそれがないこと

エ 環境を著しく悪化させるおそれがないこと

4 環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項

本町は、富士山や足柄峠、金時山など自然豊かな観光名所を有している。それらの森林については積極的な保全に努めるものとする。また、それら森林を保全する地域住民の活動についても積極的に支援を行うこととする。

5 公有林の整備に関する事項

本町は、現在、1,791ha の森林を有している。このうち、人工林については、地域の規範となるよう、適正な管理を行うほか、資源として成熟した人工林については、利用間伐を中心に、積極的な木材生産を行う。

6 良好な森林景観の形成に関する事項

本町は、世界文化遺産登録を受けた富士山の構成資産である須走口登山道、富士浅間神社（須走）を有していることから、日本人にとってかけがえのない宝である富士山を人類共通の財産として未来に引継いでいくため、周辺森林の整備を積極的に行い、森林の持つ多面的機能を発揮するとともに、良好な森林景観の形成に努めるものとする。